

# サステナビリティ調達ガイドライン

2026年3月25日 制定  
株式会社河合楽器製作所

## 内容

1. はじめに .....	1
2. 基本方針 .....	1
2-1. 法令・社会規範の遵守 .....	1
2-2. 人権尊重 .....	1
2-3. 安全・品質の確保 .....	1
2-4. 環境配慮 .....	1
2-5. 公正で透明な取引 .....	1
2-6. 協働によるサステナビリティ向上 .....	1
3. 調達パートナー行動規範 .....	2
3-1. 法令・社会規範の遵守 .....	2
3-1-1. 法令・規制の遵守 .....	2
3-1-2. 不正行為・腐敗の禁止 .....	2
3-1-3. 第三者関与による不正の排除 .....	2
3-1-4. 知的財産・貿易・化学物質に関する規制遵守 .....	2
3-1-5. 国際規範に基づく行動 .....	3
3-1-6. 反社会的勢力の排除 .....	3
3-2. 人権・労働 .....	4
3-2-1. 国際的な人権・労働基準の尊重 .....	4
3-2-2. 児童労働・強制労働の禁止 .....	4
3-2-3. ハラスメント・差別の禁止 .....	4
3-2-4. 多様性尊重と公正な待遇 .....	4
3-2-5. 労働時間・賃金の適正管理 .....	4
3-2-6. 結社の自由の尊重 .....	5
3-2-7. 外国人労働者の適正処遇 .....	5
3-2-8. 人権デューディリジェンスの実施 .....	5
3-2-9. 通報制度の整備と保護 .....	5
3-3. 安全衛生 .....	6
3-3-1. 安全衛生法規の遵守 .....	6
3-3-2. 危険源管理・保護具・機器安全 .....	6

3-3-3. 事故防止と再発防止.....	6
3-3-4. 健康管理体制の整備.....	6
3-3-5. 安全衛生教育の実施.....	6
3-4. 環境 .....	7
3-4-1. 環境法規制の遵守 .....	7
3-4-2. 温室効果ガス低減 .....	7
3-4-3. 水・廃棄物管理と資源の有効活用.....	7
3-4-4. 再生材活用・プラスチック削減 .....	7
3-4-5. 生物多様性の確保.....	7
3-4-6. 化学物質の適正管理.....	7
3-5. 公正公平な取引 .....	8
3-5-1. 透明で説明可能な取引.....	8
3-5-2. 優越的地位の濫用禁止.....	8
3-5-3. 贈答・接待の適正管理.....	8
3-5-4. 競争法の遵守.....	8
3-5-5. 紛争鉱物への責任ある対応.....	8
3-6. 製品の安全性・品質 .....	9
3-6-1. 製品安全基準の遵守.....	9
3-6-2. 品質マネジメントの維持 .....	9
3-6-3. トレーサビリティの確保 .....	9
3-6-4. 不具合の速やかな報告と是正 .....	9
3-7. 情報セキュリティ .....	10
3-7-1. 機密・個人情報の保護.....	10
3-7-2. 不正アクセス防止 .....	10
3-7-3. サイバーセキュリティ対策.....	10
3-7-4. データ管理と適正処理.....	10
3-8. 事業継続計画（BCP） .....	11
3-8-1. BCP の策定・更新.....	11
3-8-2. 供給途絶リスクの低減.....	11
3-8-3. 緊急連絡体制の整備.....	11
3-8-4. 訓練と改善による実効性確保.....	11

4. ガイドラインの運用 .....	12
4-1. 自己評価と情報提供 .....	12
4-2. 監査・確認 .....	12
4-3. 改善のお願い .....	12
4-4. 契約・取引への反映 .....	12
4-5. 教育と周知 .....	12
4-6. 相談・通報窓口 .....	12
5. おわりに .....	13
附則 .....	14
制定・改訂履歴 .....	14

## 1. はじめに

当社は、持続可能な社会の実現に向けて、事業活動を通じた社会的責任を果たすことを重視しています。製品の価値は、自社のみならず、サプライチェーン全体の取り組みの積み重ねによって生み出されるものです。当社は、調達パートナーの皆様と協働し、環境・社会・ガバナンス（ESG）に配慮した持続可能な調達活動を推進するため、本ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、当社と調達パートナーの皆様が遵守すべき基本的な考え方および行動規範を示したものです。共に責任ある調達活動を推進することで、持続可能な社会と強固で透明性の高いサプライチェーンを構築していくことを目指します。

## 2. 基本方針

調達活動における当社の基本方針は以下のとおりです。

### 2-1. 法令・社会規範の遵守

国内外のあらゆる法令および社会規範を遵守し、公正・誠実な取引を行います。

### 2-2. 人権尊重

国際的に認められた人権基準を尊重し、労働者の基本的権利の保護に努めます。

### 2-3. 安全・品質の確保

製品の安全性と品質を最優先し、継続的な改善を図ります。

### 2-4. 環境配慮

地球環境保全に配慮した調達を進め、持続可能な資源利用を推進します。

### 2-5. 公正で透明な取引

調達取引における公平性・透明性を確保し、健全なビジネス関係の構築を図ります。

### 2-6. 協働によるサステナビリティ向上

調達パートナーと連携し、サステナビリティに関する取組を相互に強化します。

### 3. 調達パートナー行動規範

本ガイドラインにおいて「調達パートナー」は、当社と取引関係にある原材料・部品・製品・サービスの供給者（以下「サプライヤー」という）、業務委託先、代理店等を含む、当社の調達活動に関わる全ての取引先を指します。

調達パートナーの皆様には、以下の項目について遵守・実践をお願いいたします。

#### 3-1. 法令・社会規範の遵守

##### 3-1-1. 法令・規制の遵守

事業活動を行う国・地域の関連法令を理解し、遵守する。特に、製品の製造・販売、労働、環境、安全衛生、輸出入管理など事業に関わる法令について、最新の規制動向を把握し、適切な手続きを行う。

##### 3-1-2. 不正行為・腐敗の禁止

贈収賄、談合（カルテル）、恐喝、横領など、企業倫理に反する不正行為を禁止する。特に、公務員や海外企業・政府関係者との取引では、贈収賄防止法や競争法を遵守し、疑念を招く行為を防ぐため、社内規程の整備と従業員への周知を行う。

##### 3-1-3. 第三者関与による不正の排除

代理店、コンサルタント、取引仲介者など第三者を通じた不当な利益供与を防止する。そのために、取引先・委託先の適格性や取引内容を確認し、契約書への禁止条項の設定など、透明性のある管理体制を構築する。

##### 3-1-4. 知的財産・貿易・化学物質に関する規制遵守

製品開発・製造に関わる知的財産権を尊重し、第三者の権利を侵害しないとともに、貿易に関する各国の規制を遵守し、適切な申請・管理を行う。また、化学物質の取扱いについては、国内外の基準を遵守し、分類、保管、廃棄を適切に行う体制を整備する。

### 3-1-5. 国際規範に基づく行動

「国連グローバルコンパクト<sup>1</sup>」や「OECD 多国籍企業行動指針<sup>2</sup>」など国際的に合意された規範を尊重し、人権、環境、労働、腐敗防止に関する国際基準に沿った事業運営を行う。各国の法令を上回る国際基準がある場合には、より高い基準を目指して運用する。

### 3-1-6. 反社会的勢力の排除

暴力団、違法組織、反社会的勢力との取引や支援、資金提供は行わない。加えて、調達活動においては、サプライヤーや委託先も同様の方針を持つことを確認し、適切な調査や定期的なチェックを行うことで、組織全体として不当な関与を排除する。

---

<sup>1</sup> 国連が提唱する企業の持続可能な行動を促す自発的国際イニシアティブで、人権・労働・環境・腐敗防止の原則から構成される (<https://unglobalcompact.org/>)

<sup>2</sup> OECD が定める、多国籍企業に期待される責任ある企業行動の原則と基準をまとめた国際的ガイドライン ([https://www.oecd.org/en/publications/oecd-guidelines-for-multinational-enterprises-on-responsible-business-conduct\\_81f92357-en.html](https://www.oecd.org/en/publications/oecd-guidelines-for-multinational-enterprises-on-responsible-business-conduct_81f92357-en.html))

## 3-2. 人権・労働

### 3-2-1. 国際的な人権・労働基準の尊重

ILO 中核的労働基準<sup>3</sup>をはじめ国際的な人権原則を尊重し、労働者が持つ基本的権利（安全な労働環境、公正な待遇、結社の自由など）を保護する。

### 3-2-2. 児童労働・強制労働の禁止

最低就業年齢未満の児童の雇用を行わず、強制労働、人身取引、債務労働など自由意思に基づかない就業形態を禁止する。さらに、若年労働者には法令で危険有害と定められている業務（高所作業、有害物質を扱う作業等）を割り当てず、安全と健康を損なわない配慮を行う。

### 3-2-3. ハラスメント・差別の禁止

職場における身体的・精神的虐待、性的ハラスメント、差別的扱い、威圧的行為など不当な行為を禁止する。そのため、労働者の尊厳を尊重し、相談しやすい環境を整備するとともに、適切な懲戒措置の仕組みを構築する。

### 3-2-4. 多様性尊重と公正な待遇

採用、配置、評価、昇進などの人事判断において公正さを確保し、属性に基づく不当な差別を排除する。また、宗教的配慮や育児・介護など個々の事情に応じた合理的配慮も推進する。

### 3-2-5. 労働時間・賃金の適正管理

現地法に基づく労働時間・休日・休憩の基準を守り、過剰な長時間労働を防止する管理を行う。加えて、賃金支払いにおいて最低賃金、残業代、法定手当など全てを適切に支払い、不当な賃金控除を行わない。

---

<sup>3</sup> ILO が定める、すべての労働者に関わる基本的な労働権利（結社の自由、強制労働撤廃、児童労働撤廃、差別撤廃、安全・衛生など）を尊重することを求める国際基準 (<https://www.ilo.org/topics-and-sectors/fundamental-principles-and-rights-work>)

### 3-2-6. 結社の自由の尊重

労働者が労働組合を組織し、またはこれに加入し、団体交渉を行う権利を尊重する。そして、これらの活動に対して不当な制限や不利益な取り扱いを行わず、健全な労使関係を構築する。

### 3-2-7. 外国人労働者の適正処遇

国籍や在留資格にかかわらず適正な労働条件を提供し、搾取的扱いやパスポートの不当保持、在留資格に関連する不正行為を行わない。

### 3-2-8. 人権デューディリジェンスの実施

事業活動およびサプライチェーン全体で人権侵害リスクを特定・評価し、防止・軽減措置を講じる体制を整備する。さらに、負の影響を特定した場合は、被害者の救済を最優先し、速やかに是正再発防止を講じる。

### 3-2-9. 通報制度の整備と保護

労働者が人権侵害や懸念事項を安心して通報できる窓口を設置し、報復禁止の原則を徹底して運用する。

### 3-3. 安全衛生

#### 3-3-1. 安全衛生法規の遵守

職場の安全性を確保するため、法令を遵守するとともに、労働災害の予防を目的とした設備整備や管理手順を確立し、危険源の特定・評価・管理を継続的に行う。

#### 3-3-2. 危険源管理・保護具・機器安全

機械装置の安全基準を満たし、適切な保護具を提供するとともに、従業員が理解し使用できる教育を行う。また、危険作業のリスク評価を実施し、必要な対策を講じる。

#### 3-3-3. 事故防止と再発防止

事故・災害が発生した場合には、記録や原因分析、再発防止措置を徹底し、必要な改善策を講じる。さらに、ヒヤリハット情報の共有や職場の安全文化の醸成にも取り組む。

#### 3-3-4. 健康管理体制の整備

労働者の健康診断の実施、作業環境の整備、過重労働対策、メンタルヘルス支援などを通じて、心身の健康を維持・促進する仕組みを整備する。

#### 3-3-5. 安全衛生教育の実施

危険作業や緊急時対応などに関する教育・訓練を継続し、労働者が理解できる言語・方法で実施する。加えて、労働者の意見を取り入れるコミュニケーション体制を確立する。

### 3-4. 環境

#### 3-4-1. 環境法規制の遵守

大気、水質、廃棄物、化学物質管理などに関わる法規制を遵守し、必要な許可・届出・監視を確実に行う。

#### 3-4-2. 温室効果ガス低減

エネルギー使用量の削減、温室効果ガス排出量の低減に努める。また、再生可能エネルギーの導入や効率改善にも取り組む。

#### 3-4-3. 水・廃棄物管理と資源の有効活用

節水および、廃棄物の削減、分別、リサイクルを推進し、資源の有効活用を図る。

#### 3-4-4. 再生材活用・プラスチック削減

製品・資材の選定において再生材や環境配慮型素材を優先的に採用し、さらに包装・物流工程におけるプラスチック削減にも取り組む。

#### 3-4-5. 生物多様性の確保

事業活動による生態系への影響を最小化し、森林、河川、生物の多様性保全に配慮した調達を行う。

#### 3-4-6. 化学物質の適正管理

国際基準に基づき含有化学物質を把握し、規制物質の管理、情報提供および代替化を検討するとともに、管理体制を整備する。

### 3-5. 公正公平な取引

#### 3-5-1. 透明で説明可能な取引

契約内容や取引条件を明確にし、適切な情報開示を行い、透明性のある取引関係を構築する。

#### 3-5-2. 優越的地位の濫用禁止

サプライヤーに対して一方的・不当な要求を行わず、健全で対等な取引関係を保持する。

#### 3-5-3. 贈答・接待の適正管理

社会通念に照らして適切な範囲を超える贈答・接待は提供・受領ともに行わない。また、社内規程を整備し、従業員教育を実施する。

#### 3-5-4. 競争法の遵守

価格調整、入札談合など、公正な競争を阻害する行為を排除し、健全な市場競争を維持する。

#### 3-5-5. 紛争鉱物への責任ある対応

錫、タンタル、タングステン、金、コバルト等の紛争鉱物について、サプライチェーンの調査を実施し、人権侵害や武装勢力の資金につながらない調達に努める。

## 3-6. 製品の安全性・品質

### 3-6-1. 製品安全基準の遵守

安全性評価を適切に行い、製品事故の予防を徹底する。加えて、関連法令や規格を遵守し、必要な試験を実施する。

### 3-6-2. 品質マネジメントの維持

ISO 9001<sup>4</sup>等に基づく品質管理体制を維持・改善し、安定した品質を確保する。

### 3-6-3. トレーサビリティの確保

原材料から製品までの履歴情報を適切に管理し、不具合発生時に迅速な原因究明ができる体制を整備する。

### 3-6-4. 不具合の速やかな報告と是正

製品不具合は速やかに報告し、再発防止策を講じる。また、顧客への影響が及ぶ場合には迅速に対応する。

---

<sup>4</sup> 国際標準化機構（ISO）が策定した品質マネジメントシステムの要求を定める国際規格で、組織が一貫した製品・サービスの提供と継続的改善を行うための枠組みを示す (<https://www.iso.org/home/insights-news/resources/iso-9001-explained.html>)

## 3-7. 情報セキュリティ

### 3-7-1. 機密・個人情報の保護

顧客情報、サプライヤー情報、従業員情報などを適切に保護し、漏洩防止のための技術的・管理的対策を実施する。

### 3-7-2. 不正アクセス防止

外部・内部を問わず不正アクセスを防止するため、適切な安全対策および監視体制の整備を行い、継続的に見直し・改善を実施する。

### 3-7-3. サイバーセキュリティ対策

マルウェア<sup>5</sup>、ランサムウェアなどのサイバー攻撃の脅威に対し、必要な予防・防御措置、社員への教育・訓練を行い、事故発生時には迅速に復旧する体制を確保する。

### 3-7-4. データ管理と適正処理

データのライフサイクルに応じて適切に保管・廃棄を行い、不正利用・漏洩を防止する。

---

<sup>5</sup> 悪意のあるソフトウェアの総称。システムへの不正侵入や情報窃取、データ破壊などを行うことを目的とし、ウイルスやランサムウェアなどを含む

### 3-8. 事業継続計画（BCP）

#### 3-8-1. BCP の策定・更新

自然災害、感染症、地政学リスクなど、事業を阻害するリスクを評価し、影響を最小化する BCP を策定、更新する。

#### 3-8-2. 供給途絶リスクの低減

災害や事故時に備え、複数拠点での生産や適切な在庫管理を行うことで、供給途絶の防止に努める。

#### 3-8-3. 緊急連絡体制の整備

緊急連絡網の構築や顧客への連絡手順の整備を行い、迅速に情報共有できる体制を整備する。

#### 3-8-4. 訓練と改善による実効性確保

訓練、演習、計画の定期的見直しを実施し、常に実効性を維持できる体制を構築する。

## 4. ガイドラインの運用

本ガイドラインは以下のとおり運用いたします。

### 4-1. 自己評価と情報提供

当社は、調達パートナーの皆様に対し、本ガイドラインに基づく取り組み状況の自己評価や必要な情報提供をお願いする場合があります。

### 4-2. 監査・確認

必要に応じて、当社はサプライチェーンにおける実施状況を確認するための訪問監査や書類確認を行うことがあります。

### 4-3. 改善のお願い

本ガイドラインに照らして課題が認められた場合、当社は調達パートナーの皆様に対し改善計画の提出や是正措置の実施をお願いすることがあります。

特に人権侵害や腐敗行為などの重大な違反が判明した場合、当社は改善の状況に基づき、取引条件の見直しや取引継続の是非を含め厳格な対応を講じることがあります。

### 4-4. 契約・取引への反映

本ガイドラインの遵守は当社の調達方針の一環であり、当社と調達パートナーの皆様との継続的な協働関係において重要な要素となります。

### 4-5. 教育と周知

調達パートナーは、本ガイドラインの内容を、自社の役員および従業員、さらにそのサプライヤーに対して適切に周知・浸透させ、継続的な教育・訓練を実施することで、遵守の実効性を確保してください。

### 4-6. 相談・通報窓口

当社は、本ガイドラインの実効性を確保するため、サプライチェーンにおける人権侵害、法令違反、または本ガイドラインに反する行為に関する相談・通報に対応する仕組みの整備を進めています。

## 5. おわりに

当社は、調達パートナーの皆様との協働を通じて、より持続可能で信頼されるサプライチェーンの実現を目指しています。本ガイドラインが、その第一歩となり、双方の発展と社会全体のサステナビリティ向上に貢献することを期待しています。

## 附則

本ガイドラインは、株式会社河合楽器製作所およびカワイグループを構成する関連会社とのお取引先に適用されます。

また、本ガイドラインは国内外の法規制や社会情勢の変化等により、サステナビリティ委員会の承認のもと内容を改正することがあります。

## 制定・改訂履歴

2026年3月25日 制定